



**税制改正について**

資本金等の額とは「①資本金の額又は出資金の額」と、「②株主等から法人に払込み又は給付をした財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの等(例:資本準備金、加入金)」の合計額(①+②)をいいます(法人税法施行令第8条、第8条の2)。  
 ただし、平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損てん補を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、税割及び均等割りの税率区分の基準となる資本金等の額とします(地方税法第292条第1項第4号の5)。

**(1) 法人税割の税率**

⑥又は⑦欄の法人税割額の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法人の区分 (資本金等の額)	税率	
	事業年度の開始日	
	平成26年10月1日～令和元年9月30日	令和元年10月1日以降
5億円以上及び保険業法に規定する相互会社	12.1%	8.4%
1億円以上5億円未満	10.9%	7.2%
その他の法人等	9.7%	6.0%

税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度(又は連結事業年度)については、改正後の税率が適用されますので留意してください。

**(2) 均等割の税率**

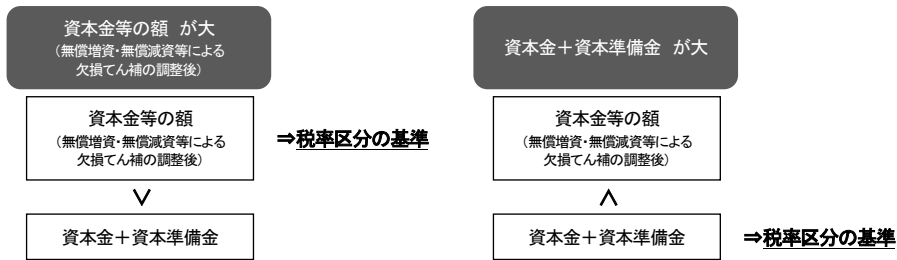
均等割りの税率は、次の表の区分によって記載してください。

資本金等の額	年額	
	従業員数50人超	従業員数50人以下
50億円を超える	3,000,000円	410,000円
10億円を超える50億円以下	1,750,000円	
1億円を超え10億円以下	400,000円	160,000円
1000万円を超え1億円以下	150,000円	130,000円
1000万円以下	120,000円	50,000円
・法人税法第2条第5号に規定されている公共法人で均等割が課税されるもの ・地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの ・人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの ・一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) ・法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	50,000円	

- 注 1 「従業員数」とは、市内に有する事務所等又は寮等の従業者(役員を含む。)の数の合計数を言います。  
 2 「公益法人等」とは公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型)、一般財団法人(非営利型)、認可地縁団体及び特定非営利活動法人などを言います。

**※ 資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損てん補の調整後)と資本金の額+資本準備金の額との比較**

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、調整後の資本金等の額と資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を比較し、  
**大きい方の額を均等割の税率区分の基準とします。**(地方税法第312条第6項～第8項)



※ 資本金の額  
 法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における32の④の欄の金額

※ 資本準備金の額  
 法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における33の④の欄の金額

**「分割基準」**  
 2以上の市町村に事務所等を有する法人で、本市に從たる事務所等を有する場合に記載します。  
 この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等については、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。  
 (1) 算定期間の中で新設された事務所等  

$$\frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の末日現在の従業者数}} \times \frac{\text{算定期間の月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
  
 (2) 算定期間の中で廃止された事務所等  

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
  
 (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等  

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$
  
 なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。  
**※ 本市に主たる事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。**

**「業野市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」**  
 算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。  
 なお、従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者(以下「アルバイト等」といいます。)については、本市内に有する事務所等ごとに次の方法により算定した数の合計数をもって、当該アルバイト等の数とすることができます。  
 (1) 原則として、算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数を17.0で除して得た数値(次の場合は、それぞれの方法により算定した数値)  
 ア 算定期間の末日が月の中途である場合  

$$\frac{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までの日数}}$$
  
 イ 算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日の属する月の中途である場合  

$$\frac{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からそのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までの日数}}$$
  
 (2) (1)方法に準じて算定期間に属する各月の末日現在におけるアルバイト等の数を算定した場合において、そのアルバイト等の数のうち最大であるもの数値が、そのアルバイト等の数のうち最小であるもの数値に2を乗じて得た数値を超える場合については、(1)の方法に代えて  

$$\frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在における(1)の方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数}}{\text{算定期間の月数}}$$
  
 によりその数を算定することができます。  
 この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。  
 (3) (1)及び(2)において、その算定した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。  
**※ 必ず記載してください。なお、本欄に記載する従業者数と上記の「分割基準」に記載すべき従業者数とは異なる場合があります。**

**「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」**  
 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。  
 (1) 連結申告法人以外の法人(③に掲げる法人を除く。)  
 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。)  
 (2) 連結申告法人(③に掲げる法人を除く。)  
 法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「Ⅱ 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。)  
 (3) 保険業法に規定する相互会社  
 純資産額

**「法人税の申告書の種類」**  
 次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んでください。  
 (1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」  
 (2) その他の申告書を提出する法人「その他」

**「翌期の中間申告の要否」**  
 次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んでください。  
 (1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項(同法第72条第1項及び同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。))の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。)  
 (2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人

**「法人税の申告期限の延長の処分有無」**  
 次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。  
 (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。))の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。))において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)  
 (2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の2第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第6項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。))及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

**「還付を受けようとする金額機関及び支払方法」**  
 銀行振込により還付金の受領を希望する場合は必ず記載してください。

**「還付請求税額」**  
 中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、④の欄又は⑧の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額となります。

**「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」**  
 2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額となります。